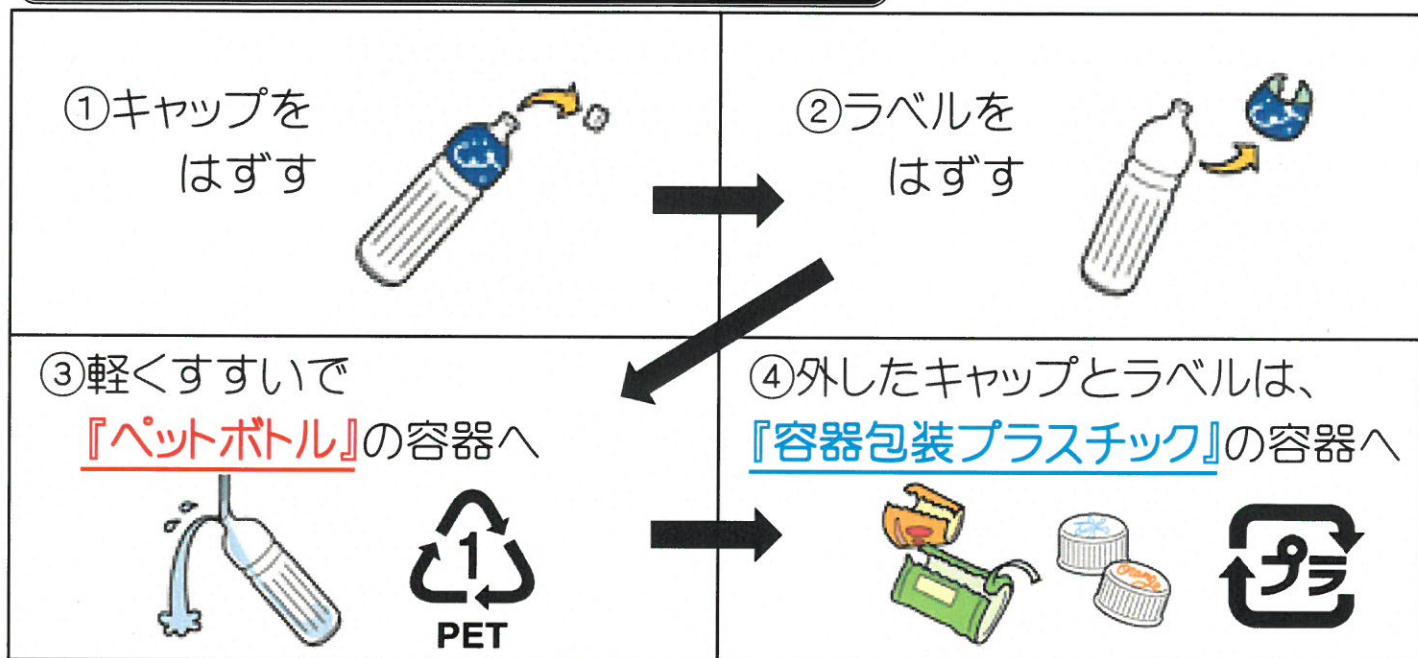
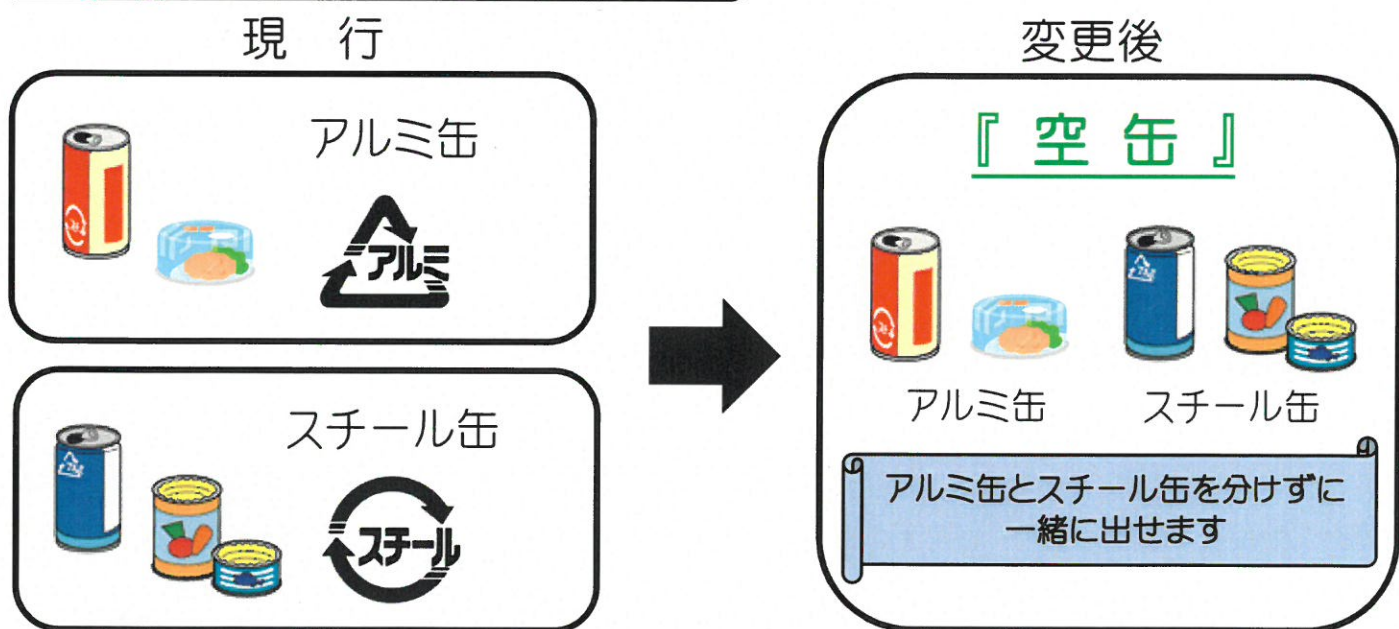


平成29年10月から 分別の回収方法が変わります！

1. 『ペットボトル』の出し方について



2. 『空缶』の出し方について



『空缶』として分別される主なもの (ジュース・酒類・缶詰缶・ペットフード缶等)

3. 『容器包装プラスチック』の分別収集を開始します。



このマークが
分別の目印!

《容器包装プラスチックとは..》

使用後に不要となる商品の容器、もしくは商品を包装しているプラスチック製の資材のことです。

『容器包装プラスチック』として、分別収集される主なもの

	<p>※お菓子の外袋やペットボトルのラベルなど</p>	<p>※色柄含む</p>		<p>※大きいものは割って出してください。</p>
<p>ボトル・キャップ類</p>	<p>袋・ラベル類</p>	<p>食品トレイ類</p>	<p>カップ・パック類</p>	<p>発泡スチロール類</p>

(注意)

- ・中身を空にして、水で軽くすすぎ汚れを落とし、水を切ってから出してください。
- ・水で軽くすすいで汚れが落ちないもの、汚れているものは『燃やせるごみ』に出してください。
- ・「カップ・パック・包装」類の容器が紙製のものは『燃やせるごみ』に出してください。

(注意) 対象とならない主なもの



マークが付いているが、汚れが落ちないもの、落ちにくいもの

(例)



- ・マヨネーズや歯磨き粉などチューブ類
- ・カレーなどレトルト食品の容器
- ・サラダ油、ドレッシングが入った容器などは、『燃やせるごみ』に出してください。



商品そのものがプラスチック製品、またはマークのないプラスチック製品

(例)



- ・プラスチック製のバケツや食器、おもちゃ、ビデオテープ、CD、ハンガーなどは、『硬質プラスチック類』に出してください。

『容器包装プラスチック』の出し方

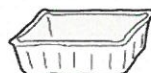
① プラマークを探す。



② 軽くすすぐ



③ すすいだ後は水切りをする。



④ 月1回の資源物の日に出してください。

